

追加設置・業務開始する東北地域の「総務省テレビ受信者支援センター」

1. 今回追加設置・業務開始する「総務省テレビ受信者支援センター」の概要

2月2日(月)から業務を開始するセンターの名称、所在地、担当地域は以下のとおりです。

センターの名称	所在地	担当地域
総務省 青森県テレビ受信者支援センター	〒030-0812 青森市堤町2-1-3 あおばビル(5階) 電話:017-722-1831【注】	青森県
総務省 岩手県テレビ受信者支援センター	〒020-0062 盛岡市長田町6-7 クリエ21(5階) 電話:019-652-6281【注】	岩手県
総務省 秋田県テレビ受信者支援センター	〒010-0001 秋田市中通2-4-15 秋田朝日生命丸島ビル(9階) 電話:018-836-5911【注】	秋田県
総務省 山形県テレビ受信者支援センター	〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル(18階) 電話:023-645-7261【注】	山形県
総務省 福島県テレビ受信者支援センター	〒960-8031 福島市栄町10-21 福島栄町ビル(6階) 電話:024-522-9800【注】	福島県

2. 既設の東北地域の「総務省テレビ受信者支援センター」の名称等の変更

東北地域のテレビ受信者支援センターの追加設置(5ヶ所)及び業務の開始に伴い、既設のテレビ受信者支援センター(1ヶ所)の名称及び担当地域を次のとおり変更いたします。

なお、業務はこれまでと同様です。

センターの名称		所在地等 (変更なし)	担当地域	
変更前	変更後		変更前	変更後
総務省 東北地域テレビ受信者支援センター	総務省 宮城県テレビ受信者支援センター	〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町1-5-33 電話:022-237-5301 【注】	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	宮城県

【注】(お問合せに当たっての留意事項)

テレビ受信者の皆様からのお問合せについては、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」(地デジコールセンター)において一括して受け付けます。

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

(地デジコールセンター)

(電 話)0570-07-0101

(受付時間)平日 9時～21時

土日・祝日 9時～18時

※IP電話等、上記番号でつながらない場合は、03-4334-1111 で受け付けます。

(地デジコールセンターとテレビ受信者支援センターは、相互に連携・協力の下、地上デジタル放送の普及推進を図ります。)

3. 業務の概要(平成20年度)

今回業務を開始するテレビ受信者支援センターでは、既設のセンターと同様に、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

(1) 受信相談への対応

- ・ デジタル化対応に当たっての個別・専門的な相談への対応
- ・ 受信方法の助言
- ・ 混信等、原因の特定が困難な相談への訪問を含めた対応

(2) 周知広報、説明会の開催

- ・ 地域の広報紙を利用等した周知広報
- ・ 地域での集会やイベントの場を利用した説明会の開催

(3) 共聴施設のデジタル化対応の働きかけ

- ・ 共聴施設の管理者や管理会社等へのデジタル化改修の働きかけ
- ・ 共聴施設利用者への説明

(4) 受信状況の調査

- ・ 混信や難視等の受信状況の調査
- ・ 調査結果を基に、放送事業者等関係機関への対策検討の要請及び受信相談対応への反映

(5) その他

- ・ 総務省の各総合通信局等、放送事業者、地方公共団体その他関係の機関・団体等との連携・協力の下、地上デジタル放送を普及推進